

# 愛媛県報

発行 愛媛媛 県

第2916号

平成29年10月10日火曜日 第2916号

◇ 目 次 ◇
告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更	(税務課	)	759
土地改良区役員の就退任の届出(東予	地方局農村整備課	)	759
開発行為に関する工事の完了(中予			
道路の区域変更(県道大洲野村線)(南予地方	局西予土木事務所	)	759
道路の供用開始( " )(			
医師の指定(福祉	総合支援センター	)	760
指定医師の所在地の変更(			
指定医師の辞退の届出(	"	)	760
選挙管理委員会告示			
不在者投票のできる施設の指定の一部改正	( 選挙管理委員会	)	761

### ○愛媛県告示第1092号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号) 第3条第1項の規定により、平成29年9月28日次のとおり愛媛県県 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成29年10月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売りさばき人	事 項	
番号	氏 名	新	旧
14	一般社団法人 愛媛県猟友会 宇摩支部 支部長 村上 眞啓	1 売りさばき所 四国中央市上柏町 44番地1	1 売りさばき所 四国中央市金生町 下分2550 - 51

#### ○愛媛県告示第1093号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市船屋土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成.29年10月10日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

退任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	坪 井	正実	西条市船屋甲620 - 1	

# ○愛媛県告示第1094号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成29年10月10日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建(開)第25号 平成29年 9 月26日	伊予市上野字丑寅2178番 1	伊予市上野1676番地 毛 利 洋 和

# ○愛媛県告示第1095号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道	直路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2522 - 1から	IΒ	メートル 40~80	キロメートル 0 350	
木		八/川玉』「竹」 粉水	同町高瀬2439 - 1まで	新	8 D~13 D	0 350	

#### ○愛媛県告示第1096号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	大	洲野村	線	西予市野村町高		ò					平成29年10月10日

# ○愛媛県告示第1097号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成29年10月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断	fする:	身体障:	害の種類	Ę	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	指定年月日
肢	体	不	自	由	整形外科	独立行政法人労働者 健康安全機構愛媛労 災病院	瀬	戸	哲	也	新居浜市南小松原町13番27号	平成 29年10月 1 日
肢	体	不	自	由	整形外科	独立行政法人労働者 健康安全機構愛媛労 災病院	鎌	田	敬	子	新居浜市南小松原町13番27号	平成 29年10月 1 日
肢体不同 吸器・力	自由、 小腸・	心臓・ 肝臓機	じん臓 態能障害	・呼	内科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	鈴	木		快	西条市朔日市269番地 1	平成 29年10月 1 日
肢体不同 吸器機能	自由、能障害	心臓・	じん臓	・呼	内科	医療法人平成会山内 病院	玉	井	京	子	今治市片山 3 丁目 1 番40号	平成 29年10月 1 日

#### ○愛媛県告示第1098号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成29年10月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

	旧 所	在 地	新 所	在 地	. 変 更	
医師氏名	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	年月日	
山 下 与企彦	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	山下クリニック	宇和島市桜町 1 - 38	平成29年 9月7日	
高木大樹	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	社会医療法人石川記念会 H I T O病院	四国中央市上分町788番地 1	平成29年 9月11日	

#### ○愛媛県告示第1099号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成29年10月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

ŧ	多断した	:身体障	害の種類	類	診療科名	病院 又は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	届出年月日
						ジ 僚 別 の 石 柳						
肢	体	不	自	由	整形外科	独立行政法人労働者 健康安全機構愛媛労 災病院	村	上	智	俊	新居浜市南小松原町13番27号	平成 29年 9 月 6 日

じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害 ※ 尿 器 科 機・放 尿 器 科 機・放 尿 器 科 機・放 尿 器 科 機・放 液 器 科 機・放 液 素 科 機・放 液 素 科 機・成 29年9月6日

# 選挙管理委員会告示

#### ○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。 平成29年10月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正 後					改	正 前	
1	病院			1	病院				
	名 称	所 在 地	指定年月日		名	称	所	在地	指定年月日
	省略				省略				
					住友別子病	院	新居浜市3	E子町3 - 1	昭和25年5月1日
	省略				省略				
	医療法人久和会	省略			医療法人久	和会	省略		
	立花病院				立花病院				
	住友別子病院	新居浜市王子町3-1	平成29年10月1日						
	省略				省略				
2	~ 5 省略			2	~ 5 省略				

平成29年10月10日 発行 761